

2023年4月1日

小坂井 FC クラブ費納入・返還規定



夢に向かって！Goalに向かって！

小坂井 Football Club

担当：孫 勇一

<http://www.kozakai-fc.jp/>

Winning is not Everything

■小坂井FCクラブ費納入規定

小坂井FC入団にともなうクラブ費の納入を下記の通りとする。

- ▼ J3～6：36,000円（チャレンジコース）
 - ・中途入団の場合は、3,000×月数+3,000円
- ▼ J3～6：24,000円（エンジョイコース）
 - ・中途入団の場合は、2,000×月数+3,000円
- ▼ J1～2：24,000円
 - ・中途入団の場合は、2,000×月数+2,000円
- ▼ Kids：18,000円
 - ・中途入団の場合は、1,500×月数+1,000円

■小坂井FCクラブ費納入減額規定

小坂井FC入団にともなうクラブ費の減額を下記の通りとする。

①兄弟姉妹で小坂井FCに参加している場合は弟・妹分が半額。

②母子・父子家庭の場合は、兄弟の人数に関わらず半額。（兄弟規定は適用せず）

■小坂井FCクラブ費返還規定

小坂井FC退団にともなうクラブ費の返還を下記の通りとする。

▼ J3～6：36,000円（チャレンジコース）

・半期ごとの納入の為、返還規定なし

▼ J3～6：24,000円（エンジョイコース）

・9月末までに退団の場合→12,000円の返還

・10月以降に退団の場合→返還なし

▼ J1～2：24,000円

・9月末までに退団の場合→12,000円の返還

・10月以降に退団の場合→返還なし

▼ Kids：18,000円

・9月末までに退団の場合→9,000円の返還

・10月以降に退団の場合→返還なし

※退団する場合は小坂井FC所定の退団届けを提出してください。

※クラブ費返還は、10月末の返還となります。（一括清算のため）

※兄弟での参加において、減額措置を講じている場合、減額対象者（弟）が退団の

場合は実納入額に対して上記規定を適用。兄が9月までに退団の場合は上記規定を適用後、減額対象者（弟）の差分を納入してもらう。

※大きなケガ・引越しなどの不可抗力で退団をせざるを得ない場合、理事会において上記規定を適用せず、月割りおよび必要経費を除いた額を返還できるものとする。

※本規定は小坂井FC理事会によって適宜追加および修正があるものである。

※2005年4月1日より本規定を適用する。

※2006年3月 減額規定を追加

※2011年2月 J4のクラブ費を訂正

※2011年2月 Jr.Youthを削除

※2013年2月 後援会費額を修正

※2015年12月 Kidsの項目を追加

※2018年1月 J4～6のクラブ費を訂正

※2019年1月 J1～3のクラブ費を訂正

※2022年5月 後援会の規定を削除

※2023年1月 チャレンジコースおよびエンジョイコース設置のため費用を訂正

小坂井Football Club 理事会